

仕 様 書

1 業務名称

アイヌ文化交流センターチセ内展示機能の充実に関する設備機器設置業務

2 業務の目的

本業務は、札幌市（以下、「委託者」という）が、アイヌ文化交流センターの展示物であるチセ（家）に関し、施設の魅力向上を目的として、アイヌ民族が生活していた当時の生活風景を再現した展示を行うため、照明、防犯カメラ等を用意し取付け等を行う。

3 業務内容

下記に記載する物品の取付け・製作・設置等を行う。なお、物品及び制作物のデザインに関しては、事前に仕様書やイメージ図等を提示するなどして、担当者と十分に打ち合わせを行いながら、実施すること。

(1) 展示品等の装飾

本業務は、「アイヌ民族がチセで生活していた当時の生活風景を展示する」ことが目的である。そのため、委託者が用意する衣類やアイヌ民芸品と併せて展示される、ということ十分に踏まえ、総合的な展示風景を想定しながら実施すること。（委託者が提示するイメージ図については、別添1のとおり）

ア ポロチセ

- (ア) 小熊のぬいぐるみ（四つ足、高さ 45 cm×幅 70 cm×奥行 25 cm程度。実際の子熊を模したリアルな造形であること） 1 個
- (イ) 水瓶（直径 45～50 cm程度、高さ 50～60 cm程度、陶器製） 1 個
- (ウ) ベルトパーテーション（ポール部金属製、高さ 90 cm程度、ベルト長さ 1.8m 以上） 1 4 本

イ ポンチセ

鉄鍋（南部鉄器深型、直径 35 cm程度、深さ 15 cm程度、つる及び木製蓋付き） 1 個

(2) 照明の取付け

照明の配置イメージについては別添2のとおり。ただし、展示品等に対する効果的な照明配置を目的として、事前に十分な調整を行った上で、イメージ図からの変更を行う可能性がある。なお、既設の蛍光管、照明及び機器に行われている配線については撤去及び廃棄を行う。

ア チセの梁の上にある鉄製 BOX の側面に、ダクトレールを取付けの上、LED スポットライト（調光機能なし、DSL-5237YB 同等品）の取付け及び配線を行うこと。なお、（ア）については5系統、（イ）については3系統分の独立したスイッチを設けること。

- (ア) ポロチセ 2 5 箇所
- (イ) ポンチセ 9 箇所

イ ポロチセの梁に直接 LED スポットライト（調光機能なし、DSL-4781YB 同等品）の取付け及び配線を行うこと。なお、独立したスイッチを1系統設けること。

3 箇所

ウ ポンチセの囲炉裏の中に、揺らめく炎を模した照明（LED ライト）の取付け及び配線を行うこと。（BB-200 同等品）

1 箇所

(3) 防犯カメラの取付け

防犯カメラについては、冬期屋外での動作が保証される製品（Panasonic WV-S1510 同等品）及び記録用レコーダー（Panasonic WJ-SD202K 同等品）について取付け及び配線を行うこと。なお、レコーダーのデータ容量は 512GB 以上の容量を確保すること。（RP-SDXE25SWA 同等品（256GB×2）をレコーダーに内蔵）

また、記録用レコーダーについては、目立たないように木製の鍵付きの機器収納箱を制作し中に収めること。（箱のサイズ：600×600×600 程度）

ア ポロチセ

（ア） 防犯カメラ	2 台
（イ） 記録用レコーダー	1 台
（ウ） 機器収納箱	1 個

イ ポンチセ

（ア） 防犯カメラ	2 台
（イ） 記録用レコーダー	1 台
（ウ） 機器収納箱	1 個
（エ） 凍結防止ヒーター（温度センサー付き）	1 個

(4) 儀式の内容の紹介パネル及び翻訳パネルの設置

ポロチセ内部に、チセ内で行われるアイヌ民族の儀式の内容を記したパネル（日本語、英語、中国語、韓国語、A1 サイズ各 1 枚ずつ）を作成し、設置すること。

4 納入期限

令和 3 年 3 月 3 1 日（水）

5 納入場所及び検査場所

〒061-2274 札幌市南区小金湯 27 番地
札幌市アイヌ文化交流センター

6 著作権等について

（著作権の譲渡）

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

（著作者人格権）

- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。なお、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

(保証)

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。なお、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 環境への配慮について

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに極力努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

札幌市アイヌ文化交流センター 嵯峨

札幌市南区小金湯 27 番地 (TEL 011-596-5961・FAX 011-596-5967)